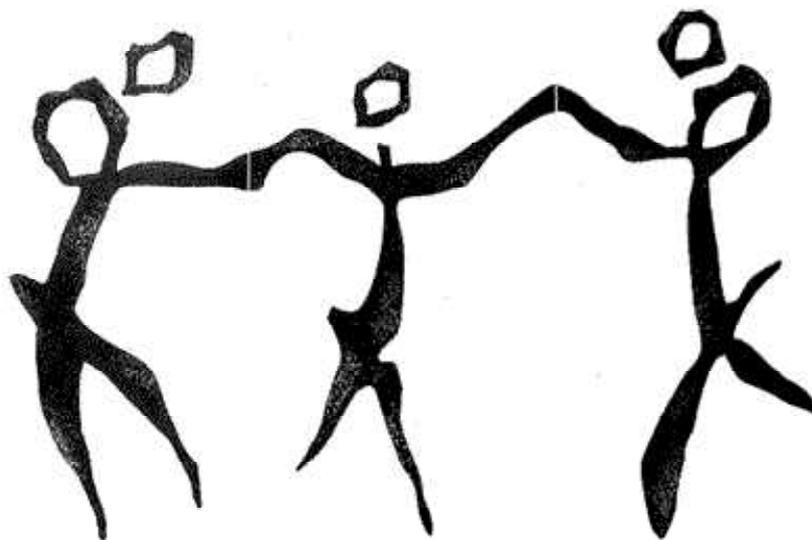


千種台中学校いじめ防止基本方針



Team Chikusadai since 1962

**「自分自身を大切にするとともに、
他の人を大切にする」ために**

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

教職員が取り組むことは、いじめが起きにくい環境づくりと、いじめの早期発見、いじめが発生した際の関係生徒及び関係機関等への対応が主である。

「いじめのない学校づくり」を進めるためには、生徒自身が主体的に考え、そして自ら行動に移せるようになることが大切である。生徒による学校全体への主体的な取組が広がれば、「気付き」から「行動」につながり、「いじめをなくす」「いじめに打ち勝つ」生徒が育つと考える。

そして、生徒がいじめ防止に主体的に取り組むことによって身に付けた力は、将来にわたり経験する、様々なトラブルを解決する、生きる力につながると考える。

本校では上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「なかまと学び 夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭・地域・教育委員会・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とする『いじめ等対策委員会』を中心として、教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 『いじめ等対策委員会』の構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年・特別支援学級生活担当、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SC）

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 生徒とふれあう時間（放課・昼食・清掃・授業後など）をできる限り多くとる。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が相談しやすい信頼関係を築く。
- ・ いじめを見逃ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより、多様性を認め相互に補い合っていく人間関係や学校風土をつくる。

(1) 道徳・人権教育

- ・ 「一人一人を大切に」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わりを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く機会を設定する。
- ・ 単に、体験や交流があればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちができることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

《学校全体での取り組み・活動例》

「学級旗作成」「体育大会での応援」「合唱コンクール」

《各学年での中心となる取り組み・活動例》

【1年生】「校外学習（市内分散・職場見学等）」「スマホ教室」

【2年生】「稲武野外学習」「職場体験学習」

【3年生】「修学旅行での分散学習」

5 早期発見の取組

学校生活の全ての場において、生徒をきめ細かく見守る。日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、生活ノートの点検などを実態に応じて計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒とのふれあいを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

- (2) 「学校生活アンケート」
 - ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」をもとに、生徒個々への対応、学級集団づくりに活用する。
 - (3) 「定期的な記名式アンケート」
 - ・ 教育相談前に「記名式アンケート」を実施し、いじめの有無や程度を定期的に把握して適切な対応を迅速に行うとともに、未然防止の取組の評価・改善につなげる。
 - (4) 「随時行う記名式アンケート及び無記名アンケート（記名可）」
 - ・ 学校、学年、学級の状況により実態を把握する必要がある場合には、随時記名式アンケートを行う。また、状況によっては、いじめの実態を把握するため無記名式アンケート（記名可）を行う。
 - (5) 教育相談
 - ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼びかけるとともに、情報の発信元には、特段の配慮を行う。
 - ・ SCによる相談体制、支援体制を充実する。
 - ・ アンケートの結果等をもとに、全ての生徒を対象として1・2学期に1回ずつ、教育相談週間を設ける。また、3学期には学級・学年ごとに生徒が相談できる機会を設ける。
 - ・ 生徒や保護者が希望する場合は、担任以外の教職員、SCへの相談も可能とする。
 - (6) 保護者・地域との連携
 - ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点、様子の変化など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
 - ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡協議会」等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。
 - (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布
 - ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
 - ・ 生徒手帳に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。
- 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）
- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクの要因を抱えた生徒に関しては、関係機関と連携を深めて対応する。
 - ・ 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
 - ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
 - ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに学年生活などの「いじめ等対策委員会」の教職員に報告し、「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実の確認を行う。
 - ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。
- ※ また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
 - ・ 保護者には、電話連絡や家庭訪問等により、速やかかつ丁寧な連絡を行う。
 - ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、家庭訪問等により、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
 - ・ 状況に応じ、子ども応援委員会等の協力を得る。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ、本人や保護者に声掛けを行い、必要な支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
 - ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会の判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
 - ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ 相談機関の窓口や関係機関が実施する取組を折を見て周知する。
 - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目にふれにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 保護者に対して、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただくよう、折に触れて依頼する。
- (6) 子ども応援委員会との連携
必要に応じ、子ども応援委員会コーディネーターが子ども応援委員会と連携を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題解決に努める。
- (7) 事実関係の客観的かつ正確な記録の作成
- ・ 「発見」から「初期対応」、「事情聴取」、「保護者への連絡」など、経過の全般について、客観的な事実を時系列で正確にまとめておく。その際、教職員の「憶測」や「感情」が入らないように留意する。

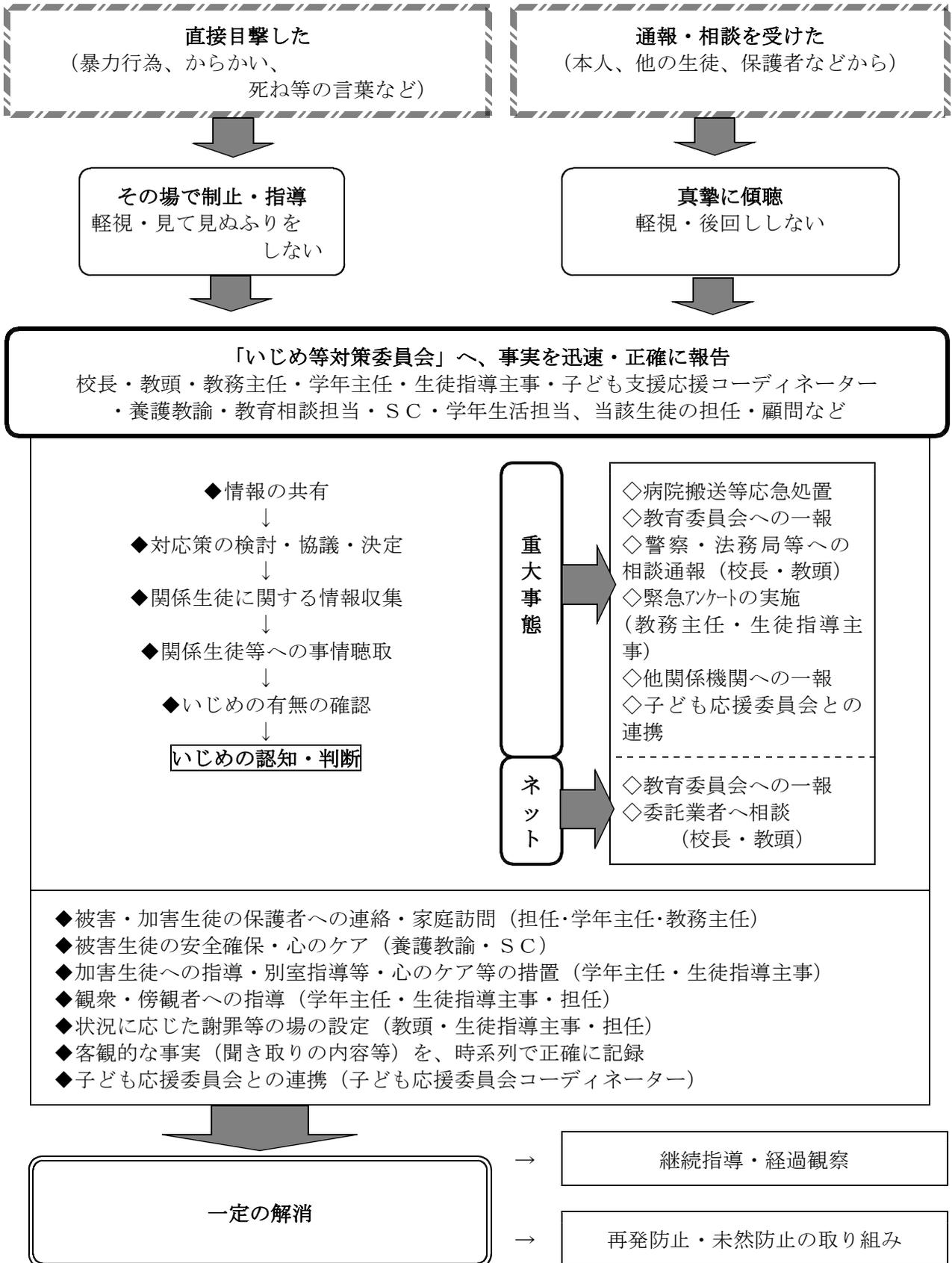
7 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。また、いじめ・人権に関しての自主研修資料を随時配布する。

8 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



年 間 計 画

	諸会議等	未然防止の取り組み	心の声を聞く取り組み	校内研修		
		いじめ防止・自死防止	(早期発見の取り組み)			
4月	指導方針・指導計画 いじめ等対策委員会①	あったかハートの配布 互いを認め合う学級・学級作り		生活ノート等の学年・学級ごとによる生徒の声を聞く取り組み	いじめ・人権に関する教職員同士による互いの研修資料提供による人権感覚の磨き合い	
5月	いじめ等対策委員会②	「こころの元気チェックリスト・こころのSOSパンフレット」指導・活用① クラスのつながりを実感させる 学級旗制作	SC面談(1年①) 学校生活アンケート①			研修①
6月	いじめ等対策委員会③	自殺予防教育 ストレスマネジメント	SC面談(1年②) 記名アンケート①			研修②
7月	いじめ等対策委員会④ いじめ防止対策連絡会		教育相談① SC面談(1年③)			研修③
8月						
9月	いじめ等対策委員会⑤	クラスのつながりを実感させる 体育大会	「こころの元気チェックリスト・こころのSOSパンフレット」 活用②			
10月	いじめ等対策委員会⑥	クラスのつながりを実感させる 合唱コンクール	学校生活アンケート②			研修④
11月	いじめ等対策委員会⑦	アンガーマネジメント	記名アンケート② 教育相談②			
12月	いじめ等対策委員会⑧ いじめ防止対策連絡会	なごやINGキャンペーンの 取り組み				
1月	いじめ等対策委員会⑨		「こころの元気チェックリスト・こころのSOSパンフレット」 活用③			
2月	いじめ等対策委員会⑩	クラス・学年のつながりを実感させる 3年生を送る会				研修⑤
3月	いじめ等対策委員会⑪					